

成人式実行委員

一生に一度の成人式を、自らの手で思い出深いイベントにしませんか。



対象 平成3年4月2日～4年4月1日の生まれで、会議(全4回)に出席できるかた

募集期間 5月1日(火)～31日(木)

内容 ○実行委員会会議(式典内容の協議、19時ころ開始)への出席
○成人式当日のスタッフ(受け付け用務など)

申込 電話で申し込んでください。郵便またはファクス、Eメールで申し込む場合は、宛先を「成人式実行委員申込」として、氏名、生年月日、住所、電話番号を記入してください。
※電話受付時間
平日 8時30分～17時15分
申・問 〒017-0822大館市字桜町南45-1 大館市教育委員会生涯学習課
☎43-7113 FAX43-3536
✉gakusyu@city.odate.akita.jp

在宅障害者の講座参加者

各種講座を開催しています。日程など、詳しくはお問い合わせください。

ところ 身体障害者福祉センター

対象 18歳以上の市民で、身体・知的・精神障害の障害者手帳を持っているかた(在宅者に限る)

内容 (月1、2回 13時～16時)

- いきいき3B教室(月曜日)
- 美術教室(火曜日)
- パソコン教室(火・金曜日)
- 粘土教室(水曜日)
- 藤工芸教室(水曜日)
- ちぎり絵教室(木曜日)

受講料 無料(材料費など別途負担あり)

問 身体障害者福祉センター☎49-0104

特別児童扶養手当及び児童扶養手当の手当額が改定されました

問 福祉課児童相談係☎43-7054

平成24年4月分以降の特別児童扶養手当及び児童扶養手当の手当月額が次のとおり改定されました。

なお、児童扶養手当の複数子加算(第2子:5千円、第3子以降:3千円)は変わりません。

		平成23年度	平成24年度
特別児童扶養手当	(1級)	50,550	50,400
	(2級)	33,670	33,570
児童扶養手当	(全部支給)	41,550	41,430
	(一部支給)	41,540～9,810	41,420～9,780

※ひと月当たりの支給額(円)

※特別児童扶養手当は、20歳未満の障害を持った児童を養育しているかたに支給されます。ただし、児童が障害を理由に年金を受給している場合や児童福祉施設に入所している場合は支給されません。

※児童扶養手当は、18歳までの児童を養育しているかたで、ひとり親世帯のかたや児童の親に代わって児童を養育しているかた、または児童の父親もしくは母親が障害の状態にある世帯のかたに支給されます。ただし、公的年金を受給している場合や児童が児童福祉施設に入所している場合、または事実上婚姻と同様の事情にある場合は、支給されません。

高齢者の相談は、地域包括支援センターへ

問 長寿支援課高齢者福祉係☎43-7056

お住まいの地域の包括支援センターに、気軽にご相談ください。

包括名	電話番号	担当地区
かつら	49-2587(総合福祉センター内)	大館(一中学区の一部) 下川沿地区
水交苑	45-2333(ケアハウス樹海の里内)	大館(東中学区の一部) 長木地区
神山荘	46-2090(特別養護老人ホーム神山荘内)	釈迦内、花岡、矢立地区
おおたき	47-7222(特別養護老人ホームつくし苑内)	上川沿、真中、二井田、十二所地区
扇寿苑	55-0665(ハートヒルとっと内)	比内地域
長慶荘	54-2901(サンピア内)	田代地域

平成12年から平成18年の間に相続等に係る生命保険契約等に基づく年金を受給していたかたへ

問 税務課市民税係☎43-7033

相続または贈与等に係る生命保険契約等に基づく年金(以下「保険年金」という。)の税法上の取り扱いの変更により、所得税の課税対象とならなかった平成12年分から平成18年分までの保険年金の所得に課税されていた市・県民税と国民健康保険税の返還金支払請求を受け付けています。

請求書提出期限 11月30日(金)

請求に必要な物

- 返還金を振り込みする口座 ●印鑑 ●請求する年分の市・県民税と国民健康保険税の納税通知書・納付済領収書(コピー可)
- 次のいずれかの書類
 - ①税務署へ特別還付金の請求をしたかた
特別還付金の額の計算明細書
 - ②①以外のかた
生命保険会社等から送られる保険年金額についての通知

※保険年金の所得に市・県民税または国民健康保険税が課税されたことと納税したことが確認できない場合、返還金をお支払いできないことがあります。